

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長		
税目	所得税		
要望の内容	<p>国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に関し、証拠金（現金担保）に係る利子の非課税措置について、恒久化又は延長すること。</p>		
内容	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (—) (—)	百万円 百万円 百万円
新設・拡充又は延長を必要とする	<p>(1) 政策目的</p> <p>国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に実施することができる取引環境を整備することで、世界に開かれた市場としての機能強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差し入れられた証拠金に利子を付すのが一般的である。</p> <p>諸外国では、当該利子に係る源泉徴収は不要とされているが、我が国では源泉徴収の対象となる。</p> <p>このため、平成27年度税制改正において、諸外国とのイコールフットィングを図る観点から、外国金融機関等が国内金融機関等に差し入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられ、平成30年度税制改正及び令和3年度税制改正において、3年間の延長が図られた。</p> <p>しかしながら、当該措置は令和6年3月31日までの時限措置であり、安定したデリバティブ取引の環境整備を図る観点から、制度の恒久化又は延長を行う必要がある。</p>		
今回の要望	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅲ－1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抄）</p> <p>VII. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成</p> <p>1. 資産所得倍増プランの推進</p>

		(10) 金融行政・税制のグローバル化 拠点開設サポートオフィスの機能と体制を強化するとともに、クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。
	政策の達成目標	国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、安定的な取引環境を整備する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久化又は延長
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	利子非課税制度が時限措置であるため、未だ安定的な取引環境が整備されたとはいえない状況。
有効性	要望の措置の適用見込み	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引について、一定の外国金融機関等において活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現金担保の利子について、諸外国並みの税制が整備されることによって、国際的なデリバティブ市場における国内金融機関等と外国金融機関等のイコールフットイングが実現する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現金担保の利子に係る措置の恒久化を求めるものであり、予算その他の措置では実現できない。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引について、一定の外国金融機関等が活用していると思われる。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	国内金融機関等と外国金融機関等の税制上のイコールフットイングが確保される。
		前回要望時の達成目標	デリバティブ取引に際しての外国金融機関からの円滑な担保徴求のための環境を整備し、我が国の金融機関の健全性及び国際的な競争力を高めること。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	担保徴求に係る税制上の環境整備が進み、国内金融機関の競争力向上に貢献しているものと考えられる。
	これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度税制改正 制度創設 ・ 平成 30 年度税制改正 3 年延長 ・ 令和 3 年度税制改正 3 年延長 	